

## 江戸川区住まいの改造助成事業の改正に関するQ & A

**令和8年4月1日以降**、江戸川区住まいの改造助成事業は以下の内容で実施します。

### 目次

1.助成対象について.....	3
【対象者】.....	3
【改正直前の申請】.....	3
2.助成金額について.....	3
【助成割合】.....	3
【助成の回数】.....	4
【申請上限額】.....	4
3.申請書類の提出内容について.....	4
【工事見積書（申請書類）】.....	4
【諸経費】.....	5
【工事図面（申請書類）】.....	5
【住まいの改造工事の施工前の写真（申請書類）】.....	6
【住宅の所有者の承諾書（申請書類）】.....	6
【工事費内訳書（工事完了書類）】.....	7
【住まいの改造工事に要した費用に係る領収証（工事完了書類）】.....	7
【住まいの改造工事の施工後の写真（工事完了書類）】.....	8
【提出書類の必要数】.....	8
【工事変更報告】.....	9
【協定書】.....	9

4.対象工事について.....	9
【便器の洋式化】 .....	9
【浴槽の取替え】 .....	10
【流し及び洗面台の取替え】 .....	11
【段差解消機設置のための舗装改修】 .....	12
【階段昇降機及びホームエレベーターの設置】 .....	12
5.対象外工事について.....	13
【手すりの取付けや段差の解消、引き戸等への扉の取替え】 .....	13

## 1.助成対象について

### 【対象者】

**Q** 40歳から64歳（第2号被保険者）の方も、要介護認定又は要支援認定を受けていれば、助成の対象になりますか。

**A** 助成の対象になります。

### 【改正直前の申請】

**Q** 手すりの取付けや段差の解消、引き戸等への扉の取替えは、令和8年4月1日以降は助成の対象ではないとのことですが、令和8年3月31日以前に手すりの取付け等に関する申請書類を提出し、令和8年4月1日以降に住まいの改造工事を施工する場合、助成金は支給されますか。

**A** 上記のケースの場合、助成金は支給されます。ただし、以下の点に注意してください。

①申請日はすべての申請書類が不備なく提出された日となります。令和8年3月31日以前に手すりの取付け等に関する申請書類を提出したが不備があり、不備なくすべての申請書類を提出した日が令和8年4月1日以降の場合、助成金は支給されません。

②令和8年3月31日以前の申請により住まいの改造工事の助成の決定を受けたときは、当該決定の日から起算して2年以内に助成金の請求をしてください。

## 2.助成金額について

### 【助成割合】

**Q** これまで助成割合が10割であった住民税非課税世帯に属する方も、令和8年4月1日以降は介護保険サービスの自己負担割合に応じた自己負担が必要ですか。

**A** お見込みのとおりです。高齢者人口の増加とともに、江戸川区住まいの改造助成事業の歳出も増加していく見込みです。この状況に対応し、事業を持続可能なものとするために、介護保険制度をもとに助成割合を見直しますので、ご理解の程お願いします。

#### 【助成の回数】

**Q** 令和 8 年 3 月 31 日以前に便器の洋式化を行いました。令和 8 年 4 月 1 日以降に住まいの改造工事として 2 回目の便器の洋式化を施工する場合、助成金は支給されますか。

**A** 上記のケースの場合、助成の対象になりません。

制度改正後は「工事の種類ごとに 1 回限りの助成」となります。制度改正前に住まいの改造助成を実施した工事の種類と重複する種類の工事は支給対象外です。

#### 【申請上限額】

**Q** 制度改正後は、申請上限額 200 万円はリセットされますか。

**A** 申請上限額はリセットされません。

制度の申請上限額の 200 万円は引き継がれるため、制度改正前に 120 万円を申請済の場合、制度改正後の申請上限額は残りの 80 万円となります。

### 3. 申請書類の提出内容について

#### 【工事見積書（申請書類）】

**Q** 工事見積書の作成にあたり注意することはありますか。

**A** ①内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。また、施工前の写真に付番した番号を記載してください。

②「●●工事一式」といった記載は認められません。

③住まいの改造助成対象外の工事、費用が含まれる場合は、助成対象の部分が明確に分かるように作成してください。

④宛名は申請者の氏名をフルネームで正しく記載してください。

## 【諸経費】

**Q** 助成の対象になる諸経費にはどのような費用が含まれますか。

**A** 諸経費の範囲については、住まいの改造工事に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないことなどの観点から個別で判断しますが、基本的な考え方は以下のとおりです。

①諸経費は、工事金額全体の10%とするのが一般的です。諸経費が一般的な水準より高額な場合、理由を確認します。通常より材料費の値引率が高い等、合理的な理由がなければ、金額を修正していただく場合があります。

②諸経費に含まれる費用は以下のとおりです。

運搬費（ガソリン代、搬入費）、処分費、養生費、消耗品費、設計料、積算費用等

③諸経費に含まれない費用は以下のとおりです。

申請代行手数料、写真代、損害保険料、法定福利費等

## 【工事図面（申請書類）】

**Q** 工事図面の作成にあたり注意することはありますか。

**A** 工事箇所（位置）が分かるように記載してください。

### 【住まいの改造工事の施工前の写真（申請書類）】

**Q** 施工前の写真の撮影にあたり注意することはありますか。

- A ①工事箇所ごとに、写真に撮影日を入れるとともに、カラーで提出してください。撮影日の入らないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所と一緒に撮影してください。
- ②工事後のイメージ図を写真（画像）の中に記入してください。写真へのイメージ図の書き込みが難しい場合は、別途イメージ図を作成いただいても構いません。
- ③浴槽の取替えについては、全体が分かる写真に加えて、浴槽の内側及び外側にメジャー等を当て、浴槽の高さがわかるようにした写真も提出してください。
- ④改修現場の全景が分かるようにし、不要な物品等は撤去してから撮影してください。なお、極端に暗すぎたり、不鮮明だったりする写真は再提出をお願いすることがあります。
- ⑤写真をそのまま提出するのではなく、A4 サイズの台紙等に貼り付け又は印刷等することで整理し、どの工事箇所のものか分かるようにしてください。また、申請者の氏名の記載及び写真への番号の付番も行ってください。

### 【住宅の所有者の承諾書（申請書類）】

**Q** 住宅の所有者が申請者の家族の場合でも、承諾書の提出は必要ですか。

- A 住宅の所有者が申請者の家族の場合は、承諾書の提出は省略して構いません。

### 【工事費内訳書（工事完了書類）】

**Q** 工事費内訳書の作成にあたり注意することはありますか。

- A
- ①内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分してください。また、施工後の写真に付番した番号を記載してください。
  - ②「●●工事一式」といった記載は認められません。
  - ③住まいの改造助成対象外の工事、費用が含まれる場合は、助成対象の部分が明確に分かるように作成してください。
  - ④宛名は助成決定者の氏名をフルネームで正しく記載してください。

### 【住まいの改造工事に要した費用に係る領収証（工事完了書類）】

**Q** 領収証について注意することはありますか。

- A
- ①原本を提出してください。原本の返却を希望する場合は、原本と写しを提出してください。原本と写しを照合し確認のうえ、写しを提出していただき、原本はお返しします。郵送で申請する場合は、返信用封筒を同封してください。
  - ②宛名は助成決定者の氏名をフルネームで正しく記載してください。
  - ③領収日及び工事施工業者名を必ず記載してください。
  - ④但し書きに、江戸川区住まいの改造助成対象工事である旨を記載してください。
  - ⑤記載された受取金額が5万円以上の場合、収入印紙の貼付が必要です。

【住まいの改造工事の施工後の写真（工事完了書類）】

**Q** 施工後の写真の撮影にあたり注意することはありますか。

- A ①工事箇所ごとに、写真に撮影日を入れるとともに、カラーで提出してください。撮影日の入らないカメラの場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所と一緒に撮影してください。
- ②原則として、施工前の写真と同じ位置、角度から撮影した写真を提出してください。また、工事費内訳書に記載されたすべての材料を写真で確認するため、必要に応じて至近距離から撮影した写真も提出してください。
- ③浴槽の取替えについては、全体が分かる写真に加えて、浴槽の内側及び外側にメジャー等を当て、浴槽の高さがわかるようにした写真も提出してください。
- ④改修現場の全景が分かるようにし、不要な物品等は撤去してから撮影してください。また、極端に暗すぎたり、不鮮明だったりする写真は再提出をお願いすることがあります。
- ⑤写真をそのまま提出するのではなく、A4 サイズの台紙等に貼り付け又は印刷等することで整理し、どの工事箇所のものか分かるようにしてください。また、助成決定者の氏名の記載及び写真への番号の付番も行ってください。

【提出書類の必要数】

**Q** 便器の洋式化及び浴槽の取替えについて、介護保険による住宅改修と江戸川区住まいの改造助成事業を併用して申請する場合、工事見積書等の提出書類は 2 部必要ですか。

A お見込みのとおりです。

## 【工事変更報告】

**Q** 「住まいの改造助成決定通知書」の受け取り後、住まいの改造工事の施工前に、工事の内容を変更するときは、どのような手続きが必要ですか。

**A** 速やかに変更内容について区に連絡し、申請書類を差し替えてください。変更内容について区に連絡せずに住まいの改造工事を施工した場合、原則として、変更部分については助成金を支給できません。

## 【協定書】

**Q** 住まいの改造工事を施工する業者は、区長と住まいの改造工事に係る協定を結んだ者とする定められていますが、どのような手続きが必要ですか。

**A** 会計年度ごとに、区と工事施工業者の間で協定を結びます。各年度における最初の工事の際、区から工事施工業者に協定書を渡しますので、住まいの改造工事を施工する前に提出してください。

## 4.対象工事について

### 【便器の洋式化】

**Q** 便器の洋式化に付帯して必要な工事には何が含まれますか。

- A** ①付帯工事に含まれる工事は以下のとおりです。
- ・給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）
  - ・床材の変更
  - ・腰壁の施工
- ②付帯工事に含まれない工事は以下のとおりです。
- ・壁全体の壁紙の張り替え
  - ・電気工事
  - ・手洗いの設置
  - ・紙巻き器の設置

#### 【便器の洋式化】

**Q** 和式便器から、暖房便座又は洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは助成の対象になりますか。

A 暖房便座及び洗浄機能は助成の対象になりません。

#### 【浴槽の取替え】

**Q** 浴槽の取替えにあたり注意することはありますか。

A ①浴槽内すのこ、浴室すのこを置くことにより段差の解消が図れないか確認してください。

②支給要件として、「既存の浴槽から 10cm 以上低くなること」という要件があります。下記 A 又は B いずれかを満たしていれば、支給の対象になります。

A 取替え後の浴槽の内側の深さが、10cm 以上浅くなること。

B 取替え後の浴槽の外側の高さが、10cm 以上低くなること。

③施工前及び施工後の写真については、全体が分かる写真に加えて、浴槽の内側及び外側にメジャー等を当て、浴槽の高さがわかるようにした写真も提出してください。

#### 【浴槽の取替え】

**Q** 浴槽の取替えに付帯して必要な工事には何が含まれますか。

A ①付帯工事に含まれる工事は以下のとおりです。

- ・給排水設備工事

②付帯工事に含まれない工事は以下のとおりです。

- ・給湯設備の工事

### 【浴槽の取替え】

**Q** ユニットバス工事は助成の対象になりますか。

A 介護と無関係な利便性を求める工事や経年劣化等によるリフォーム工事は支給対象外です。ただし、対象工事費が適切に按分され、浴槽の取替えが必要と認められる理由がある場合は、助成の対象とします。詳細は江戸川区介護保険のページに掲載している「介護保険住宅改修におけるユニットバス工事の取り扱いについて」をご覧ください。

### 【流し及び洗面台の取替え】

**Q** 台所等に備え付けられている流し（シンク）及び洗面台の取替えについて、どのような費用が助成の対象になりますか。

A 助成の対象になる費用は以下のとおりです。

- ・流し（洗面台）本体の価格
- ・既存の流し（洗面台）の撤去費用
- ・新設する流し（洗面台）の設置費用

### 【流し及び洗面台の取替え】

**Q** 台所等に備え付けられている流し（シンク）及び洗面台の取替えに付帯して必要な工事には何が含まれますか。

A ①付帯工事に含まれる工事は以下のとおりです。

- ・床の内装の張り替え

②付帯工事に含まれない工事は以下のとおりです。

- ・給湯設備の工事
- ・照明、コンセントの取り付け工事

### 【段差解消機設置のための舗装改修】

**Q** 段差解消機設置のための舗装改修について、どのような費用が助成の対象になりますか。

**A** 段差解消機の設置にあたり、接地面が土や砂利、アスファルトであるため、コンクリートの打設が必要な場合に、当該費用を助成します。なお、段差解消機は介護保険の給付対象となる福祉用具です。

### 【階段昇降機及びホームエレベーターの設置】

**Q** 階段昇降機及びホームエレベーターの設置について、どのような方が助成の対象になりますか。

**A** 第一に、次に掲げる要件にすべて該当することが必要です。

- ①申請者又はその家族の持ち家であること。
- ②日常的に車いすを利用していること。
- ③日常的に階段の昇降が必要であること。

第二に、次に掲げる設置基準にすべて該当することが必要です。

- ①目安として、要介護4・要介護5の認定を受けていること、又は身体障害者手帳の交付を受けており下肢機能障害1級に該当すること。
- ②住宅の1階が車庫や工場、店舗等であり、1階に居住スペースがないこと。
- ③設置目的が、通院や通所介護等のための外出であること。また、通院や通所介護等のために外出する頻度が、1週間に1回以上であること。
- ④設置にあたり、建築基準法等の関係法令に違反していないこと。

## 5.対象外工事について

【手すりの取付けや段差の解消、引き戸等への扉の取替え】

**Q** これまで助成の対象であった手すりの取付けや段差の解消、引き戸等への扉の取替えは、令和8年4月1日以降は助成の対象ではないのですか。

**A** お見込みのとおりです。高齢者人口の増加とともに、江戸川区住まいの改造助成事業の歳出も増加していく見込みです。この状況に対応し、事業を持続可能なものとするために、給付種目及び種目ごとの限度額を設定しますので、ご理解の程お願いします。なお、多様なニーズに対応できるよう、新たに「流し及び洗面台の取替え」及び「ホームエレベーターの設置」を助成の対象とします。